

# 岩礁破碎等の許可に関する取扱方針

平成19年9月25日

## 第1 目的

沖縄県漁業調整規則(昭和47年沖縄県規則第143号)第39条(漁場内の岩礁破碎等の許可)の規定の取扱いに関し、その方針を明らかにする。

## 第2 主旨

沖縄県は160の島嶼から成り立っており、これら島々の周辺には沖縄の海を特徴づけるサンゴ礁が発達している。サンゴ礁は地形的にも生態的にも砂浜、干潟、藻場などの浅海域と一体となり、本県における海洋生産の基盤を成している。

本県水産業は、これらサンゴ礁などが持つ大きな生産力を拠り所としており、これらの海域は本県水産業の重要な基幹作目であるモズク養殖の場であるとともに、多くの有用な魚介類が生育する重要な場所である。

これらの海域は、本来、永続的に保全されるべきものであるが、数十年来の地域振興、産業振興等に伴う埋立や各種の工事により、大きな面積が消失し、本県水産業が低迷する一因となっている。

このことに鑑み、岩礁破碎など海域を改変する行為については、水産動植物の保護培養を図り、県民へ良質な水産物の供給を継続していく観点から、細心の注意を払う必要がある。

そのため、沖縄県漁業調整規則(昭和47年沖縄県規則第143号)第39条の規定に基づく許可の取扱方針を定めるものである。

## 第3 定義

この取扱方針において、用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「漁業権」とは、漁業協同組合(以下「漁協」という。)等に知事が免許した共同漁業権、区画漁業権、特定区画漁業権及び定置漁業権をいう。
- (2) 「漁業権の設定されている漁場(以下「漁業権漁場」という。)」とは、知事が免許した漁業権の範囲をいう。  
(注) 共同漁業権の場合、海面では最大高潮時海岸線まで(一般的にビーチ等、陸域と認識されている場合が多い。)、また河川では第一橋梁の上流端までが漁業権漁場である。
- (3) 「土砂もしくは岩石」とは、漁業権漁場内の土砂、砂礫、岩石及び砂状、れき状、石状等の死サンゴ(ライブロック及びライブサンドを含む。)など海浜・海底等の構成要素をいう。
- (4) 上記(3)の「ライブロック」及び「ライブサンド」とは、砂状、れき状、石状等の死サンゴ及び土砂、砂礫、岩石の表面等に種々の水産動植物が付着して

いるものをいう。

(注) ライブロック及びライブサンドは、通常、観賞用等水槽内における観賞魚等の住みかや水槽の景観、水質向上等に使用される。

- (5) 「岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取」とは、漁業権漁場内の地形（築造後5年以上経過した防波堤及び護岸等の工作物を含む。以下「地形」という。）を改変する全ての行為（以下「行為」という。養浜及び埋め戻し等の現状回復行為を含む。別記参照）をいう。

但し、船舶の投錨及び漁業権に基づく養殖等（第二種区画漁業権である築堤式養殖業を除く。）を営む際の行為は除く。なお、養殖等を営む際の機械による海底面の整地等の行為は、当該行為と見なす。

- (6) 「砂利採取」とは、砂利採取法に基づく土砂、砂礫、岩石及び砂状、れき状、石状等の死サンゴの採取をいう。
- (7) 「行為者」とは、行為の発注者、委託者及び依頼者など行為の主体者をいう。
- (注) 行為の実行者（工事等の請負者、行為の受託者等）は行為者ではない。

#### 第4 許可にあたっての基本的な考え方

許可にあたっては、次の事項を検討するものとする。

- (1) サンゴや海藻類の生育状況、稚仔魚及び底生生物等の生育状況並びに水産動物の産卵の状況
- (2) 漁場利用の状況
- (3) 水質汚濁の防止等水産動植物の保護培養のための対策
- (4) 周辺漁場への影響

#### 第5 許可期間

許可の期間は、以下のとおりとする。

- (1) 砂利採取は、1年を限度とする。
- (2) それ以外は、漁協の理事会決議に基づく同意を得ている場合は1年、総会議決に基づく同意を得ている場合は、3年を限度とする。

#### 第6 砂利採取の取扱い

砂利採取に関する取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 水深15メートル以浅の海域における砂利採取は、許可しないものとする。
- (2) 許可の面積は、10万平方メートルを限度とする。

#### 第7 漁業権者の同意の取扱い

漁業権者の同意については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 緊急時の同意  
災害の復旧等、緊急に実施する必要がある行為で、かつ漁業権漁場に重大な

影響がないと漁業権者が認める場合、知事は、総会同意に代えて理事会による同意で足る旨を指示することができるものとする。但し、行為者は、同意後に開かれる最初の総会で当該行為に対する承認を得るものとする。

**(2) 同意の事後承認拒否の対応**

上記(1)の同意後に開かれる最初の総会で承認を得られない場合、行為者は当該行為を直ちに中止するとともに、中止による海域への汚濁等の防止に関する措置を執るものとする。

**(3) 不当な同意拒否**

行為の同意を求められた漁協が、正当な理由がないにも拘わらず同意を拒んだ場合(理事が、同意に係る手続きを執らない場合や著しい手続きの遅滞を含む。)、知事は、当該漁協の同意の省略を指示できるものとする。

なお、当該指示をしようとする場合、知事は、予め当該漁協に対し、その旨を文書で通知するものとし、当該漁協は知事に対し、通知の受領後2週間以内に当該指示に対する意見を申し述べることができるものとする。

**(4) 同意の期間**

許可に係る行為の実施期間が長期に及ぶ場合は、5年を限度として、同意書を取得することができるものとする。

**(5) 漁業権免許切替時の同意**

漁業権免許の切替以前に、前記(4)の限度内で取得した同意は、切替後の当該漁業権の内容及び行為の内容に変更がない場合、漁業権免許の切替後に実施される当該行為に対しても有効とみなす。但し、行為者は、漁業権免許切替後に開かれる最初の総会において、その旨を報告するものとする。

**第8 許可を要しない行為**

県民の生命財産等の保全の観点から、緊急に実施が必要な行為及び水産動植物の保護培養への影響が軽微であると認められる次に掲げる行為は、原則として許可を要しないものとするが、行為者は、事前に許可の要不要について知事に協議するものとする。

また、当該行為者は、事前に関係漁業権者に十分な説明を行うとともに、原則として書面による同意(漁業権者が漁協の場合は、理事会決議に基づく同意)を得るものとする。

なお、漁協の理事会の同意を得る時間的余裕がない場合は、理事会が同意の権限を委任した代表者等の同意で足ることとするが、行為者は同意後に開かれる最初の理事会でその旨を報告するものとする。

**(1) 県民の生命財産等の保全の観点から、緊急に対応が必要な行為**

(注) 人命救助、海底送電・送水施設及び海底トンネルの修復等を含む。

**(2) 魚礁の設置及び産卵床等の増殖施設を設置する行為**

**(3) 地質調査等のため海底をボーリングする行為**

- (4) 航路標識（灯台を除く。）を設置する行為
- (5) 地形を改変せずに行う海底送電・送水施設を敷設する行為  
(注) 送電線等を带状施設で固定する行為を含む。
- (6) 地形を改変せず地下を掘削する行為
- (7) その他、知事が認める行為

## 第9 行為の変更の許可

行為者は、許可を受けた行為の内容を変更する場合、変更部分に関し改めて許可を受けるものとする。

但し、次に掲げる変更で知事が軽微であると認めた変更（以下「軽微な変更」という。）は、許可を要しないこととするが、行為者は、当該変更行為前に知事に協議するものとし、その後、漁業権者の理事会の同意を得るものとする。

また、行為者は、同意後に開かれる最初の総会で当該変更に係る承認を得なければならない。

なお、当該承認を得られない場合、行為者は当該行為を直ちに中止するとともに、中止による海域への汚濁等の防止に関する措置を執るものとする。

- (1) 1ヶ月以内の期間の延長
- (2) 行為に係る面積、容積又は長さの10パーセント以内の増加（漁業権の放棄、変更及び分割が必要な場合及び他の漁業権漁場へ行為が及ぶ場合を除く。）

## 第10 許可申請書の添付書類

許可の申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 行為者による原本証明が附された漁業権者の同意書の写し  
(注) 行為が実施される区域に漁業権者が複数の漁業権を有する場合は、全ての漁業権に係る同意書を添付するものとし、同意書には行為の内容、期間及び場所等漁協の総会等において行為者が提示した事項が明記されていることを要件とする。
- (2) 漁業権者による原本証明が附された漁協の総会又は理事会議事録の写し  
(注) 議事録には、行為の内容、期間及び場所等行為者が提示した条件及び総会又は理事会における議決状況が明記されていることを要件とする。  
また、議事録には、総会で提示した行為の区域が明示されている図面（漁業権者による原本証明が附されたもの）を添付するものとする。
- (3) 行為者による原本証明が附された隣接漁業権者の意見書の写し  
(注) 行為が実施される共同漁業権内に含まれる特定区画漁業、定置漁業及び区画漁業の漁業権者及び当該共同漁業権と接する他の共同漁業権者（区域区分表及び区分図参照）の意見書（内容は上記(1)に準じる。）を添付するものとする。

- (4) 行為者による原本証明が附された関係市町村長の意見書の写し  
(注) 意見書は、行為が実施される漁業権漁場を管轄する市町村（区域区分表及び区分図参照）長が、当該行為に関し、市町村行政を遂行する立場から述べた意見とし、行為の内容、期間及び場所等が明記されていることを要件とする。
- (5) 行為者による原本証明が附された漁場汚濁防止協定書の写し  
(注) 漁場汚濁防止協定書に係る漁場汚濁防止対策の内容が判る資料を添付するものとする。
- (6) 位置図及び行為の内容に関する図面  
(注) 行為が行われる区域を含む広域図及び区域を特定できる詳細図並びに行為の詳細な内容が判る図面とする。
- (7) 行為に関する概要説明書及び行為の範囲を明示した現況写真(撮影が可能な場合に限る。)  
(注) 概要説明書は、行為の内容、必要性及び施工方法について、詳細に説明したものとする。
- (8) 行為の面積及び容積の計算書  
(注) 図面等を用いて行為全体の面積及び容積並びにその内訳を明示するものとする。

## 第11 その他

### (1) 漁業権の放棄等を伴う場合の同意

漁協が有する第一種共同漁業権及び特定区画漁業権を埋立や防波堤工事等のために放棄、変更及び分割する場合は、漁協は、総会の特別議決の他に、当該総会の議決の前に漁業法第31条の規定に基づき、次のとおり書面による同意を得ておかなければならない。

#### ア 第一種共同漁業権

関係地区に住所を有する組合員(准組合員を含む。)で、20トン以上の漁船を使用して行う漁業を営む者を除く組合員の3分の2以上の書面による同意。

#### イ 特定区画漁業権

##### a 新規漁場の場合

新規漁場として免許を取得した場合は、地元地区に住所を有する組合員(准組合員を含む。)で、20トン以上の漁船を使用して行う漁業を営む者を除く組合員の3分の2以上の書面による同意。

##### b 既存漁場の場合

既存漁場として免許を取得した場合は、当該漁業を営む組合員(准組合員を含む。)の3分の2以上の書面による同意。

(2) 許可を要しない行為に関わる事前協議

第8に規定する許可を要しない行為に関わる事前協議資料として、行為者は、以下の資料を提出するものとする。

ア 行為の概要説明書(必要性が判るもの)

イ 行為の内容を示した図面及び区域図(場所が特定できるもの)

ウ 行為の方法書(施工方法等海域へ及ぼす影響が推測できる資料を含む。)

エ 現況写真(撮影が可能な場合に限る。)

オ 水質汚濁防止に係る措置等水産動植物の保護培養のための対策書

カ 作業工程書(工種毎に作業の着工から完了までに要する日数が分かるもの)

(3) 完了報告書の提出

行為者は、行為が完了した時は、速やかに完了年月日を記載した完了報告書に次の書類を添付して知事へ提出するものとする。

ア 位置図及び行為の内容に関する図面

(注) 行為が行われた区域を含む広域図及び区域を特定できる詳細図及び行為の詳細な内容が判る図面とするものとする。

イ 行為の範囲を明示した現況写真(撮影が可能な場合に限る。)

ウ 行為の面積及び容積の計算書

(注) 図面等を用いて行為全体の面積及び容積並びにその内訳を明示するものとする。

(4) 無許可行為に対する措置

知事は、許可を得ずに実施中の行為について、当該行為者に対し、行為の停止及び現状回復を命ずることができるものとし、既に実施された無許可行為に対しても、原状回復を命ずることができるものとする。

## 第12 附則

(1) この方針は、平成19年12月1日から適用する。

(2) 昭和49年3月14日農水第1197号、昭和50年2月19日農水第1313号、平成15年8月5日農水第1194号及び平成15年10月22日農水第1282号の方針等は、本方針の適用日から廃止する。

## [別記]

### 岩礁破碎等の許可が必要な行為の例

漁業権漁場内で行われる以下の行為は、許可の対象となる。

1. 埋立、浚渫、埋め戻し
2. 護岸・防波堤等の構築・改修
3. 消波ブロック等の設置及び設置後5年以上経過したブロック等の移動、除去
4. 水中爆破
5. 砂・砂利等の採取
6. ビーチ造成・改修
7. 送電・送水ケーブル等の埋設及び埋設されたものの改修・除去
8. 橋梁の設置・改修
9. その他、海底を改変させる行為

# 岩礁破碎等完了報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
氏名 印

下記により、岩礁破碎等が完了したので、報告します。

## 記

- 1 許可番号、年月日：沖縄県指令農第 号  
平成 年 月 日
- 2 許可の期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 3 完了年月日：平成 年 月 日
- 4 岩礁破碎等面積
  - (1) 申請時
  - (2) 完了時
- 5 変更協議（該当する場合のみ記載）
  - (1) 協議成立日：平成 年 月 日
  - (2) 協議内容
    - ア 延長期間：平成 年 月 日まで
    - イ 増加規模：
- 6 添付書類：（必要なものを列記して下さい）



# 岩礁破碎等に関する協議書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

氏名

印

下記により、岩礁破碎等に関し、協議します。

## 記

- 1 協議事項：軽微な変更・許可不要行為(どちらかを○で囲んで下さい)
- 2 協議理由：(協議が必要な理由を簡潔に記載して下さい)
- 3 協議内容：(何をどのようにしたいのかを具体的に記載して下さい)
- 4 添付書類：(必要なものを列記して下さい)

图 1-1 区域区分图

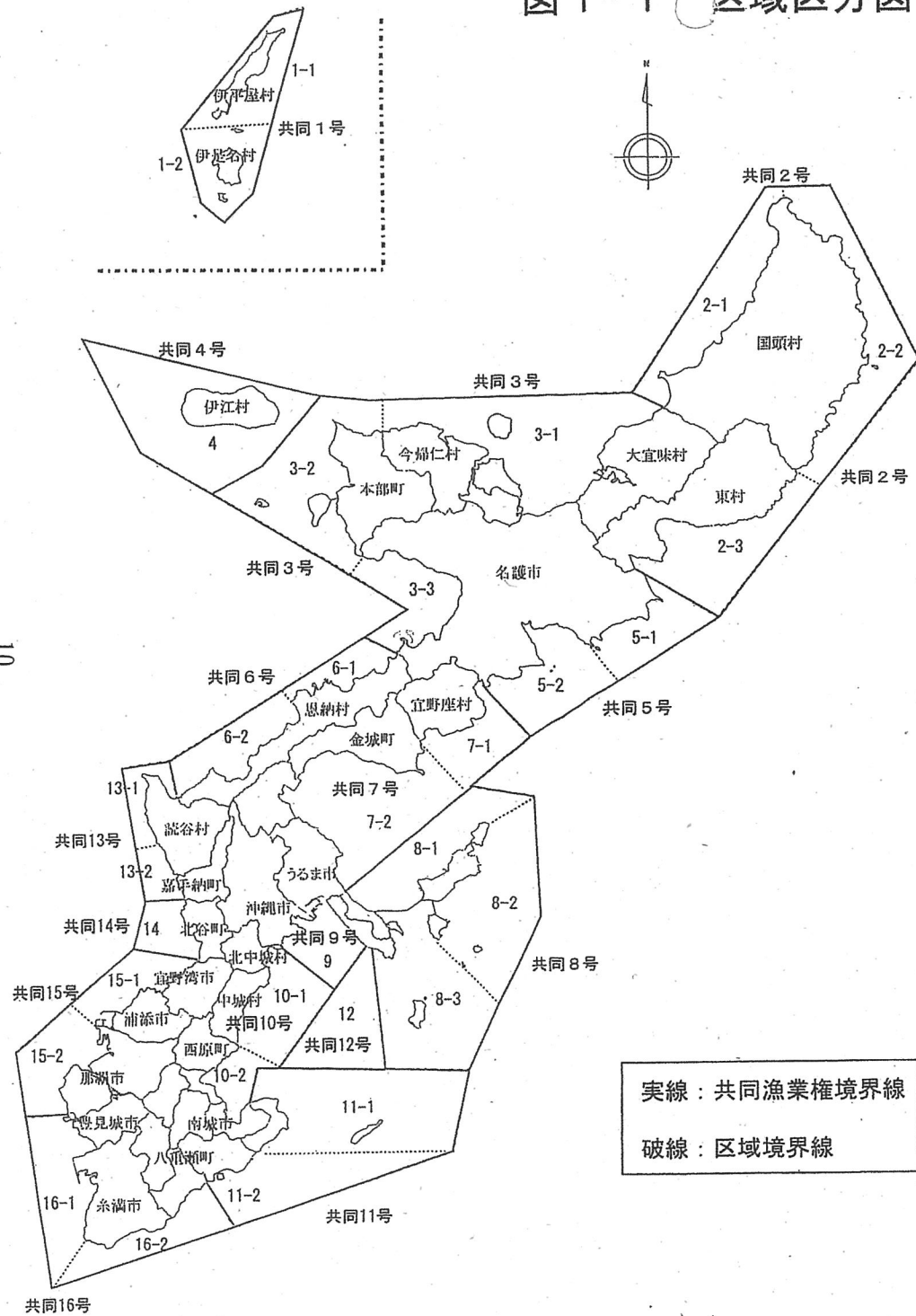


图 1-2 区域区分图

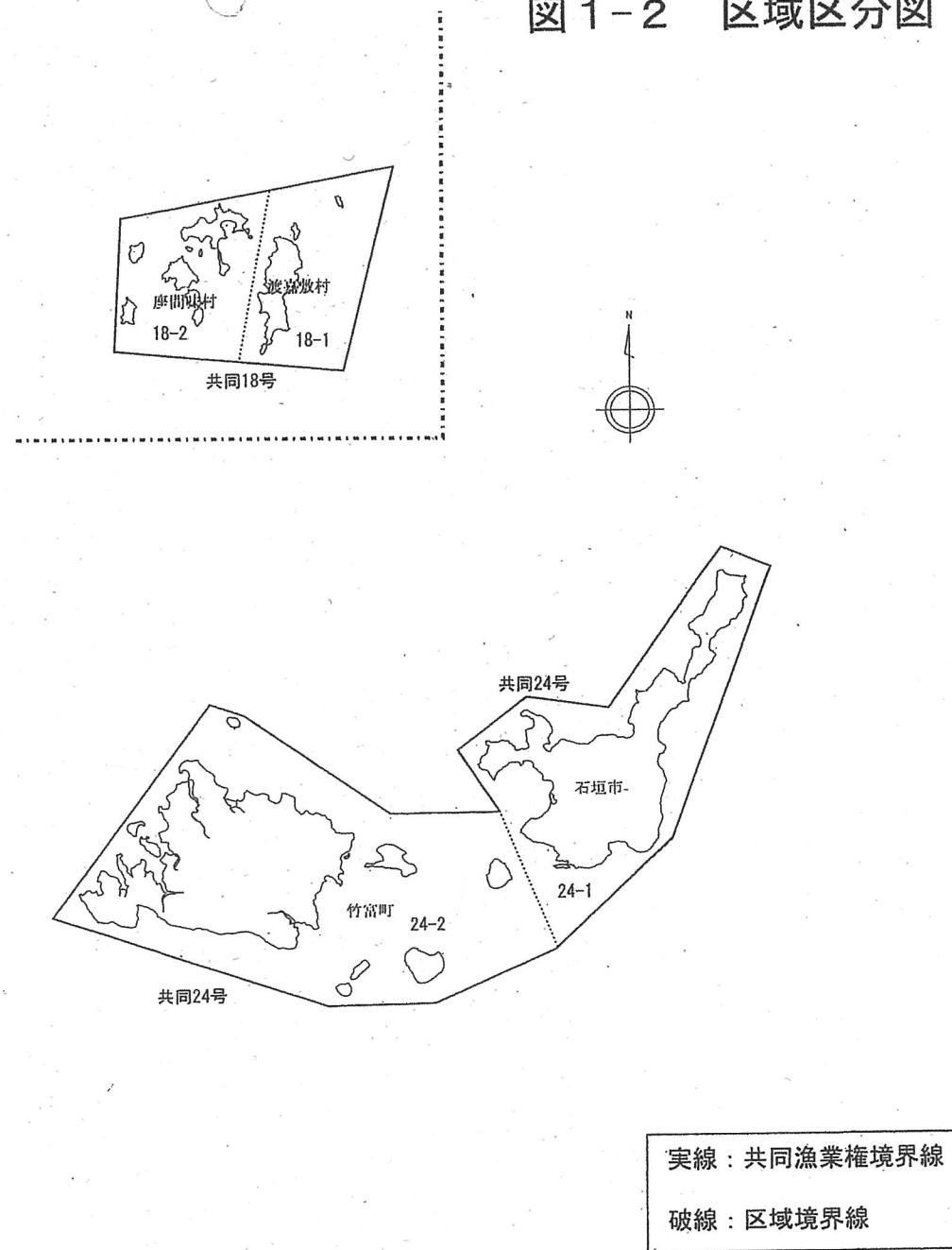


表 1 区 域 区 分 表

共同漁業権		行為区域	隣接共同漁業権者（漁協）	関係市町村
番号	権者（漁協）			
共同第1号	伊平屋村、伊是名	1-1	—	伊平屋
		1-2	—	伊是名
共同第2号	国頭	2-1	羽地、今帰仁	国頭
		2-2	—	国頭
		2-3	名護	東
共同第3号	名護、今帰仁、本部、羽地	3-1	国頭	大宜味、名護、今帰仁
		3-2	伊江	本部
		3-3	恩納	名護
共同第4号	伊江	4	本部	伊江
共同第5号	名護	5-1	国頭	名護
		5-2	宜野座村	名護
共同第6号	恩納村	6-1	名護	恩納
		6-2	読谷村	恩納
共同第7号	宜野座村、金武、石川市	7-1	名護、与那城町	宜野座
		7-2	与那城町	金武、うるま
共同第8号	与那城町、勝連	8-1	石川市、金武、宜野座村	うるま
		8-2	—	うるま
		8-3	南原、沖縄市、佐敷中城、与那原・西原町、知念、港川	うるま
共同第9号	沖縄市、南原	9	勝連、与那城町、佐敷中城、与那原・西原町、知念、港川	うるま、沖縄
共同第10号	与那原・西原町、佐敷中城	10-1	勝連、与那城町、南原、沖縄市、知念、港川	北中城、中城
		10-2	勝連、与那城町、南原、沖縄市、知念、港川	西原、与那原、南城
共同第11号	知念	11-1	勝連、与那城町、南原、沖縄市、佐敷中城、与那原・西原町、港川	南城
		11-2	糸満、港川	南城
共同第12号	勝連、与那城町、南原、沖縄市、佐敷中城、与那原・西原町、知念、港川	12	—	—
共同第13号	読谷村	13-1	恩納村	読谷
		13-2	北谷町	読谷、嘉手納
共同第14号	北谷町	14	読谷村、浦添宜野湾	北谷
共同第15号	浦添宜野湾、那覇地区、那覇市沿岸	15-1	北谷町	宜野湾、浦添
		15-2	糸満	那覇

表 1 区 域 区 分 表

共同漁業権		行為区域	隣接共同漁業権者（漁協）	関係市町村
番号	権者（漁協）			
共同第16号	糸満、港川	16-1	那覇地区、那覇市沿岸	糸満、豊見城
		16-2	知念	糸満、八重瀬
共同第17号	座間味村	17	—	栗国
共同第18号	座間味村、渡嘉敷	18-1	—	渡嘉敷
		18-2	—	座間味
共同第19号	渡名喜村	19	—	渡名喜
共同第20号	久米島	20	—	久米島
共同第21号	久米島	21	—	久米島
共同第22号	宮古島、池間、伊良部	22	—	宮古島
共同第23号	池間、伊良部	23	—	多良間
共同第24号	八重山	24-1	—	石垣
		24-2	—	竹富
共同第25号	八重山	25	—	竹富
共同第26号	八重山	26	—	竹富
共同第27号	与那国町	27	—	与那国

# 「岩礁破碎等の許可に関する取扱方針」のQ & A

平成19年10月  
沖縄県農林水産部水産課

## 第1及び2 目的及び趣旨

Q1-1：何故、許可が必要か？

A1-1：「水産資源保護法」第4条第1項により、水産資源の保護培養のために及び同項第5号により、物の採取又は除去に関する行為を禁止とする規定に基づき、「規則」第39条を設けている。このように原則として全て行為を禁止し、知事の許可を受けた場合のみ、当該行為を解除するものである。なお、同法上は、対象域を漁業権漁場のみとは限定していない。(別添資料：P. 1 下段)

水域において、岩礁破碎等を行う場合は、少なからず水産動植物の保護培養等に影響を与えると思われるため、その行為には必然的に一定の制限を加える必要がある。そのために、影響の度合い、回避策の有無、漁業権者等の意見を聴取等し、その許可を判断するものである。

Q1-2：手続きが面倒になったが、何故か？

A1-2：「方針の概要」の制定目的に明記しているように、これまでの方針等を整理・明文化したのみである。(方針：P. 1)

## 第3 定義

Q3-1：「最大高潮時海岸線」とは？

A3-1：春分又は秋分とその前後2、3日間における高潮時のうち、津波や他の原因に基づく異常を除いた最大の高潮時の海岸線である。

Q3-2：(5)のなお書きの具体例とは？（「養殖等を営む際の機械による海底面の整地等の行為」とは？）

A3-2：モズクやアーサの養殖を行うために、機械を用いて海底面を整地する等の行為を想定している。

Q3-3：爆弾処理に何故、許可が必要か？（爆弾の水中爆破処理は、漁民や県民の安全を守るために必須であり、早急な対応が必要なものである。）

A3-3：爆破行為は、その状況次第では、水産資源の保護培養上、大きな影響を及ぼすものの1つと考えており、許可の対象である。なお、関係者との調整は、行為の趣旨を十分理解して貰えれば、問題は生じないものと考えている。

なお、自衛隊に処理の要請を行う者を行為者とする。

Q 3-4 : 灯台の維持管理行為は、(5) の但書き行為に該当するのでは？

A 3-4 : 「規則」の趣旨は、A 1-1 や「方針」の主旨に述べたとおりである。また、灯台の新設か既設の管理等行為かに拘わらず、ある程度の影響があると想定される場合は、許可の対象となる。なお、関係者との調整は、A 3-3 と同様と考える。

Q 3-5 : 消波ブロックや防波堤等は、岩礁には当たらないのでは？

A 3-5 : 岩礁とは、地殻の隆起形態である。しかし、消波ブロック等は5年以上経過するとサンゴ等の付着も生じ、水産動植物の保護培養の役割を十分担う物と考えている。また、これらの間隙等には土砂などの堆積物もあるため、その移動等による影響もあると考えられるため、「水産資源保護法」の趣旨に則り、当該施設を岩礁と見なすものである。

Q 3-6 : 堆積した砂等の移動は許可の対象となるのか？

A 3-6 : 堆積原因の如何に拘わらず、海域(Q 3-1 参照)にあるものを移動等する場合は、対象となる。なお、構造物(ヒューム管等)内に堆積したものを海域外へ移動等する場合は、基本的には許可不要と思われるが、事前協議が必要である。

Q 3-7 : 波等で移動した消波ブロック等を元に戻す行為は、許可の対象となるか？

A 3-7 : 規模にもよるが、基本的には不要であると思われる。しかし、事前協議が必要である。なお、他にも様々な行為の形態があると思われるが、対象となるかどうかは、事前に協議して欲しい。

Q 3-8 : 磁気探査もポウリングと同じ行為と考えると良いか？

A 3-8 : 規模にもよるが、基本的には不要であると思われる。しかし、事前協議が必要である。

Q 3-9 : 魚礁工事は許可不要なのに、何故漁港の工事は許可が必要か？

A 3-9 : A 3-4 参照。なお、魚礁等のような増殖施設は、「法」や「規則」の目的である水産動植物の保護培養に直接寄与するものであるため、対象外としている。

Q 3-10 : 護岸等の構築物により外海と仕切られた水域は対象外か？

A 3-10 : 具体的な状況が不明なので、一概には言えないが、仕切られた水域と外海が水路等で通じている場合は、対象となる。

## 第5 許可期間

Q5-1：砂利採取は、何故1年と短いのか？（他と比べて不公平である。）

A5-1：沖縄県海砂利採取要綱との整合性をとっている。

Q5-2：許可期間の3年は短過ぎるのでは？（事業期間が長期の場合、工事の途中で再度、許可を得ることとなり、その手続きの期間、事業がストップする。）

A5-2：海域を所管する県の他の許認可期間は、通常3年を限度としている。また、期間延長の必要性は事前に把握できるため、適切な処理を行えば当該行為がストップするとは考え難い。

Q5-3：申請受理から許可までの期間は、どのくらいか？

A5-3：許可の処理期間は、通常1週間以内である。（ただし、書類に不備がない場合）

## 第6 砂利採取の取扱い

Q6-1：砂利採取だけ面積を限定する理由は？

A6-1：沖縄県海砂利採取要綱との整合性をとっている。

## 第7 漁業権者の同意の取扱い

### （1）緊急時の同意

Q7-1：第7の（1）と第8（1）の違いは何か？

A7-1：第7は対象行為であり、第8は許可が不要な行為である。第8の具体的な行為は（1）に例示してあるように限定されている。一方、許可を要するが総会対応では困難な場合には、第7の（1）を適用する。なお、緊急状態の判断は、提出された資料に基づき、水産課が行う。

### （2）同意の事後承認拒否の対応

Q7-2：事後承認を拒否された場合は、どうするのか？

A7-2：県は、工事の緊急性を考慮し、許可している。そのため、事後承認が得られない場合は、先ず当該工事の中止と海域への汚濁防止措置をとること。その後、同意が得られなかった理由等の詳細を説明してもらいたい。県は、漁業権者に対し、拒否の理由等の説明を求めた上で、同意の必要性を判断する。なお、正当な理由の場合は、通常の手続きをとってもらいたい。

### （3）不当な同意拒否

Q7-3：不当な同意拒否とは？

A7-3：具体的に例示することは難しく、ケースバイケースで判断する。なお、漁業権者は、行為の公共性の大きさや実施時期の緊急性等に十分配慮しなければならない。また、行為者は漁業への損害が生じる場合は、適切に処理した上で、

同意を得る必要がある。

(注) 行為に対する関係者(隣接共同漁業権者、市町村長)の否定的な意見に対しては、A7-2の「その後…」以降と同様な対応とする。

#### (4) 同意の期間

Q7-4: 同意の有効期間は、何故5年か?

A7-4: 漁業権の免許期間で最も短いものが、5年であるため。また、長期にした場合、添付書類等が逸散する可能性も大きい。

Q7-5: 事業の計画段階で、漁業権者の同意は取得可能か?(事業の実施が確定した後で、同意を取得しようとしても時間的に間合わなくなってしまうため。)

A7-5: どの段階であれ、許可申請と同じ内容で同意が取得出来るのであれば、支障はない。(参考: 計画は大きめの規模や長めの期間で同意を取得し、実施は、それ以内に抑えるのも1つの手ではないだろうか)

Q7-6: 行為の内容(期間、規模等)を明示せずに得た同意書は有効か?

A7-6: 不備な書類である。対応策としては、再度、総会で適切な同意を得る必要があるが、緊急な場合は、第7の(1)を検討すること。

#### 第8 許可を要しない行為

Q8-1: 海底ケーブル敷設は、許可を要しないか?

A8-1: 具体的な状況が分からないので、断言は出来ないが(5)に当たると思われる。しかし、事前の協議が必要である。

Q8-2: 構造物に付着した貝やサンゴ等の除去は、許可が必要か?

A8-2: その規模にもよると思うが、除去行為のみであれば許可の対象ではないと判断する。しかし、断言は出来ないため事前の協議が必要である。なお、除去したサンゴの回収行為は違法となるため、その取扱いは水産課と十分調整する必要がある。

Q8-3: (7)の「その他、知事が認める行為」とは?

A8-3: 具体的に例示することは難しく、ケースバイケースでしか判断できない。

#### 第9 行為の変更の許可

Q9-1: 知事協議後、権者の同意が得られない場合は、どうすれば良いか?

A9-1: 同意は必須である。不当な同意拒否は、第7の(3)のとおり。



## 第10 許可申請書の添付書類

### (1) 漁業権者の同意書

Q10-1-1：何故、漁協の同意や市町村の意見が必要か？

A10-1-1：漁業は、当該行為による影響を直接受けると想定されるため(漁業権侵害に該当する場合もあるため)、そのトラブルの事前回避を目的に漁業権者の事前同意が必要である。また、当該漁業権以外の利害に関し、関係市町村長の意見を求めるものである。

Q10-1-2：漁業権除外区域での行為も関係漁業権者の同意が必要か？

A10-1-2：許可手続きの範疇外であるが、当該行為による影響が想定される場合は、漁業権侵害や損害の賠償等が発生する場合もあるため、そのトラブルの事前回避を目的に、何らかの調整を行うのがベターである。

### (3) 隣接漁業権者の意見書

Q10-2：共同漁業権者とその区域内の他の漁業権者が同一の場合、1つの同意書で良いか？

A10-2：(5) そのとおりである。ただし、その旨を明記させること(例：〇〇漁協が取得している全ての漁業権に対し、…)

### (4) 無許可行為に対する措置

Q10-3：許可を受けずに工事をしたらどうなるのか？

A10-3：無許可行為、行為の制限又は条件違反は、「規則」第50条第1項第1号により、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金、又は併科となる。また、同時に現状回復を行う必要がある。(別添資料：P. 1 上段)

Q10-4：方針に従わない場合は、どうなるのか？

A10-4：そのような事態は決して起こらないと思われるが、手続的な不備がある場合は、許可を行うことは困難である。

## 第11 その他

### (1) 漁業権の放棄等を伴う場合の同意

Q11-1：総会議決前の書面同意書の添付義務は、あるのか？

A11-1：添付義務はない。しかし、放棄等の場合は、法的に書面同意が必須であり、これを欠いた同意は無効であるため、県は漁業権者に対し、その確認を行う。

その結果として、事前の書面同意を欠いた総会議決に基づく同意書は、書類的に不備である。

(5) その他

Q 1 1 - 2 : 岩礁破碎の他に、必要な手続きは？

A 1 1 - 2 : 海で砂等を採取する場合は、当該許可以外に海岸管理者の許可や海上工事の場合は、海上保安庁への届出も必要となると思われるので、行為の実施に当たっては、関係法令を十分に理解した上で行う必要がある。

第 1 2 附則

(1) 適用日

Q 1 2 - 1 : 1 2 月 1 日以前に取得した許可の有効性は？

A 1 2 - 1 : 1 2 月 1 日以降に申請や調整されるものを対象とする。それ以前に許可の取得若しくは申請、調整中のものについては、対象外とする。なお、本説明会以降、1 1 月末までに申請される分については、当該方針に沿って手続きを進めて頂ければ幸いです。